

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第4号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年4月19日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (同左)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則16—0（職員の災害補償）に規定する次に掲げる事項	一 人事院規則16—0（職員の災害補償）に規定する次に掲げる事項
(1)～(12) (略)	(1)～(12) (同左)
<u>(12の2) 第45条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている平均給与額について定めること。</u>	(新設)
<u>(12の3) 第45条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>	(新設)
(13)・(14) (略)	(13)・(14) (同左)
二～四 (略)	二～四 (同左)

3・4 (略)

3・4 (同左)

- 2 この決定による改正は、平成31年4月1日から効力を発生する。